

第3回稲毛区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年5月21日(土)

10:00~12:00

場 所 穴川CC 3階会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 稲毛区地域福祉計画(案)について

- ・事務局、作業部会より報告
- ・計画(案)の検討

(2) 今後の進め方について

(3) その他

4 閉 会

稲毛区地域福祉計画（案）

平成17 年5月

＜稲毛区地域福祉計画目次（案）＞

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	2
2 策定にあたっての考え方	3
3 策定体制	4
4 計画期間	5

第2章 稲毛区の現状と課題

1 統計データ等からみた稲毛区の現状	8
(1) 人口	8
(2) 世帯数	8
(3) 要介護認定者数	9
(4) 障害者手帳交付数	9
(5) 稲毛区内にある主な施設	11
2 地域福祉に関する課題	14
(1) 地区フォーラムから出された主な課題	14
(2) 各地区で検討された課題	20

第3章 5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針	22
2 基本目標	24

第4章 施策の展開

骨子案	26
1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう	28
2 気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」 するみんなの居場所づくり	29
3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり	40
4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域 での連携プレー	44
5 緊急時に備えた日頃からの取り組み	53

第5章 計画の推進に向けて

資料編

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

今日、大規模な住宅の開発などにより稲毛区も人口が急増し、昔のような「遠くの親戚より近くの人」といった、地域でのつながりは、弱くなりつつあります。

また、少子高齢化や核家族化の進展等による社会は大きく変化してきており、福祉に関する問題は多様化しています。

行政は、このような問題に対し、さまざまなサービスを展開していますが、支援を必要としている全ての人達に必要なサービスが行き届いているわけではありません。

国では、このような現状を踏まえ、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域での支え合い助け合うまちをつくっていくために、平成12年社会福祉法の改正において、第107条に「**市町村地域福祉計画**」の策定を定めました。

稲毛区においても、誰もが安心して地域の中で楽しく暮らしていくために、稲毛区の福祉コミュニティを作っていくために、今まで以上にお互いに協力して、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指し、「**稲毛区地域福祉計画**」を策定しました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

2 策定にあたっての考え方

(1) 多くの稲毛区民の方の参加を得て、計画を策定しました。

地域福祉計画を策定するにあたっては、地域福祉を推進していく担い手となる稲毛区民の皆さんの参加が不可欠です。

そのために、要支援者を含む地域住民の方、民生・児童委員等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を経営する方など、幅広い方面から参加していただきました。

(2) 「分野のバリアフリー」の考え方を大切にしました。

これまで高齢者、児童、障害者といった対象者別に考えられていた施策を、分野の壁を取り除いて一体的に考えていこう、また、当事者やその関係者だけでなく、あらゆる区民がいっしょに考えて行動していこう、といった意味（思い）を大切にしました。

(3) 新しい発想を大切にしました。

計画の策定（検討）過程でも、また計画を実現させる段階でも、新しい発想・視点を大切にしました。（例えば「（行政への）お任せ型から（市民の）自立型へ」、「子どもの頃から学びあう（気づきを大切にする）」など…。）

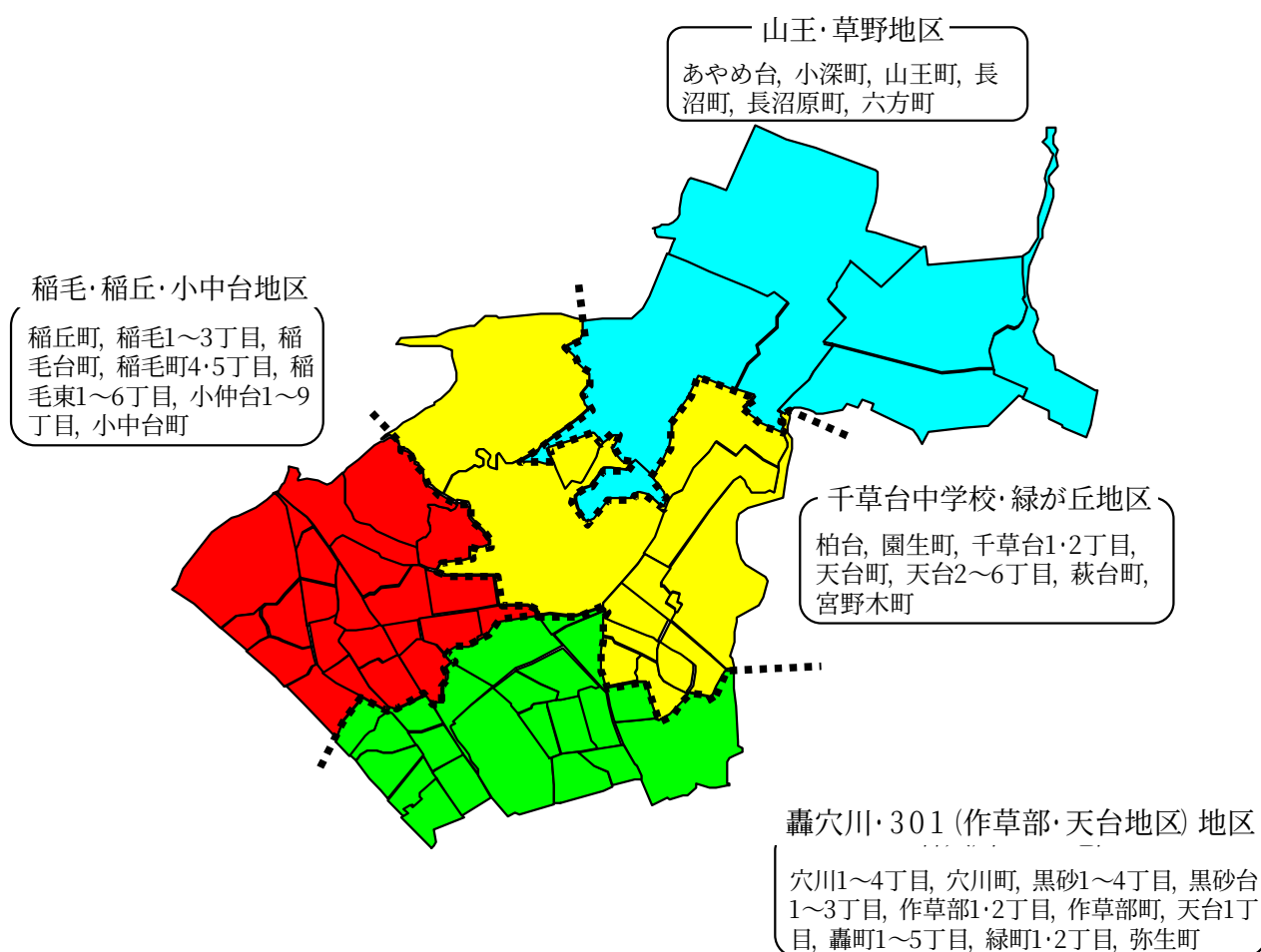
3 策定体制

(1) 地区フォーラムの設置

平成16年4月から、稲毛区を4つの地区に分けて地区フォーラムを設置し、区全体で65名の参加により、16年度は月に1回程度、17年度は3回程度開催しました。

地区フォーラムでは、支援を必要とする方の生活上の課題を考え、それに対応する福祉サービスの現状を踏まえて検討し、自助（自分たちでできること）・共助（地域でできること）・公助（行政がやるべきこと）の視点から解決策の検討を活発に行いました。

(稲毛区地域福祉計画地区フォーラム区割り図)



(2) 作業部会の設置

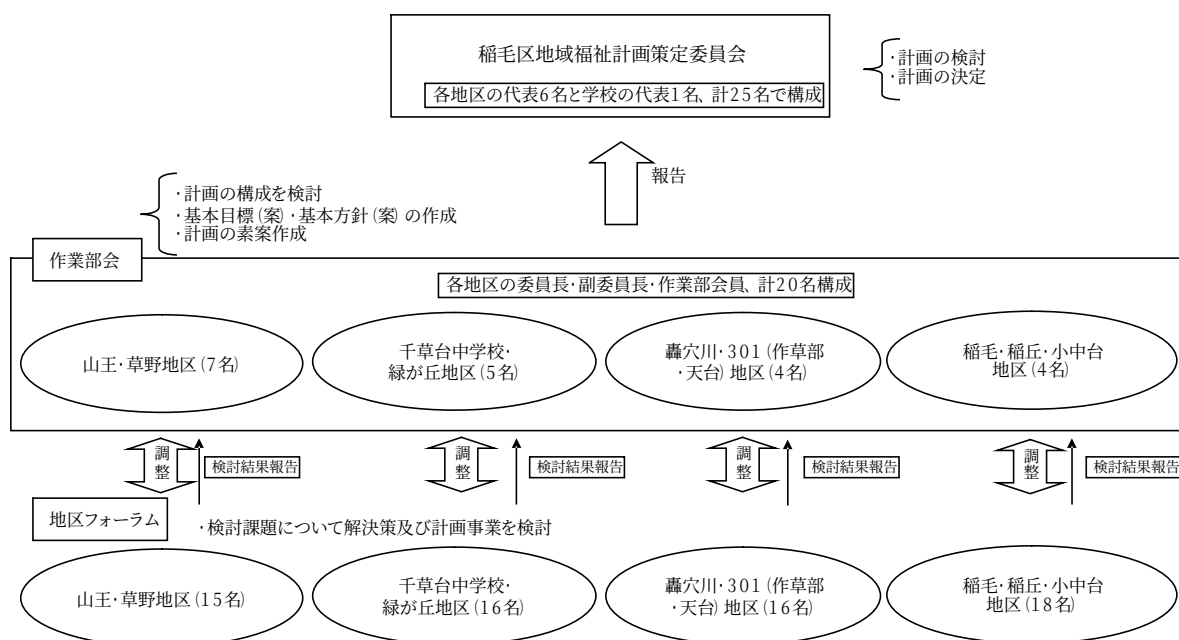
地区フォーラムで検討した解決策をもとに、とりまとめの作業を行う作業部会を設置しました。

4地区計20名の委員で構成し、計画の素案づくり等を行うために平成17年に入ってから月に1～2回程度のペースで開催しました。

(3) 稲毛区策定委員会の設置

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討及び策定を行う区策定委員会を設置しました。地区フォーラムからの代表6名×4地区と学校の代表1名の計25名で構成し、6回程度開催しました。

(策定体制図)



4 計画期間

平成18年度から22年度までの5年間で、3年ごとに見直しを行います。

第2章

稲毛区の現状と課題

1 統計データ等から見た稲毛区の現状

※データについては、現在作成途中です。

(1) 人口

市・区	平成12年9月末					平成17年3月末				
	総人口	年少人口 (14 歳以下)	高齢者人口 (65 歳以上)			総人口	年少人口 (14 歳以下)	高齢者人口 (65 歳以上)		
			人口 比率	人口 比率				人口 比率	人口 比率	
千葉市	885,110					912,720	127,913	14.0%	136,056	14.9%
中央区	170,235					180,655	22,781	12.6%	32,088	17.8%
花見川区	179,080					180,845	24,776	13.7%	28,524	15.8%
稲毛区	146,928					147,994	19,209	13.0%	23,687	16.0%
若葉区	151,221					150,115	20,167	13.4%	27,529	18.3%
緑区	101,765					112,228	20,318	18.1%	14,189	12.6%
美浜区	135,881					145,684	21,509	14.8%	17,600	12.1%

(2) 世帯数

市・区	平成12年9月末	平成17年3月末
千葉市	354,912	383,243
中央区	75,973	83,391
花見川区	70,689	74,618
稲毛区	59,836	62,665
若葉区	59,519	62,129
緑区	35,929	41,022
美浜区	52,966	59,418

(3) 要介護認定者数

(単位: 人)

市・区	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
千葉市 (平成12年度)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成15年度)	2,872	5,835	2,761	2,138	2,370	2,188	18,164
中央区	752	1,395	687	536	565	487	4,422
花見川区	735	1,095	519	409	436	367	3,561
稲毛区	366	813	426	288	343	382	2,618
若葉区	413	1,201	528	475	541	556	3,714
緑区	291	724	280	214	283	233	2,025
美浜区	315	607	321	216	202	163	1,824

※ 死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

(4) 障害者手帳交付数

① 身体障害者手帳交付数

(単位: 人)

市・区	平成11年度			平成15年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	820	17,605	18,425	935	21,408	22,343
中央区	109	3,796	3,905	134	4,454	4,588
花見川区	142	3,644	3,786	141	4,372	45,13
稲毛区	141	2,854	2,995	162	3,526	3,688
若葉区	145	3,343	3,488	155	4,066	4,221
緑区	196	1,782	1,978	228	2,159	2,387
美浜区	87	2,186	2,273	115	2,831	2,946

② 療育手帳交付数

(単位: 人)

市・区	平成11年度			平成15年度		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
千葉市	833	1,983	2,816	1,031	2,391	3,422
中央区	135	451	586	166	510	676
花見川区	171	349	520	206	419	525
稲毛区	140	338	478	142	427	569
若葉区	149	392	541	187	475	662
緑区	100	207	307	145	267	412
美浜区	138	246	384	185	293	478

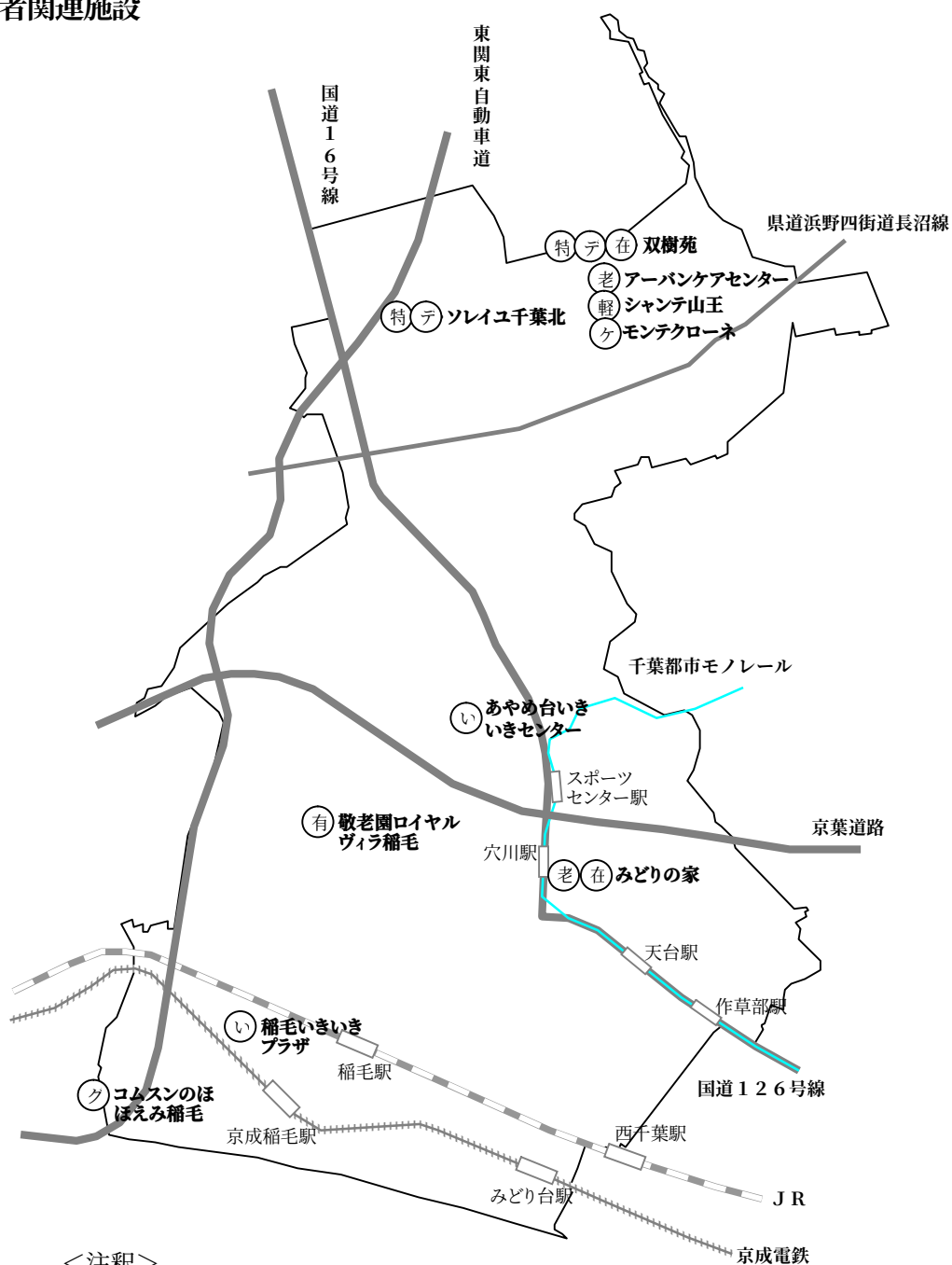
③ 精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位: 人)

市	年度	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	計
千葉市	11年度	6	317	316	46	685
	15年度	9	609	733	104	1,455

(5) 稲毛区にある主な施設（詳細は、資料編をご覧ください）

① 高齢者関連施設



<注釈>

特	特別養護老人ホーム	軽	軽費老人ホーム
老	介護老人保健施設	ケ	ケアハウス
テ	デイサービス	ク	グループホーム
在	在宅介護支援センター	い	いきいきプラザ・いきいきセンター

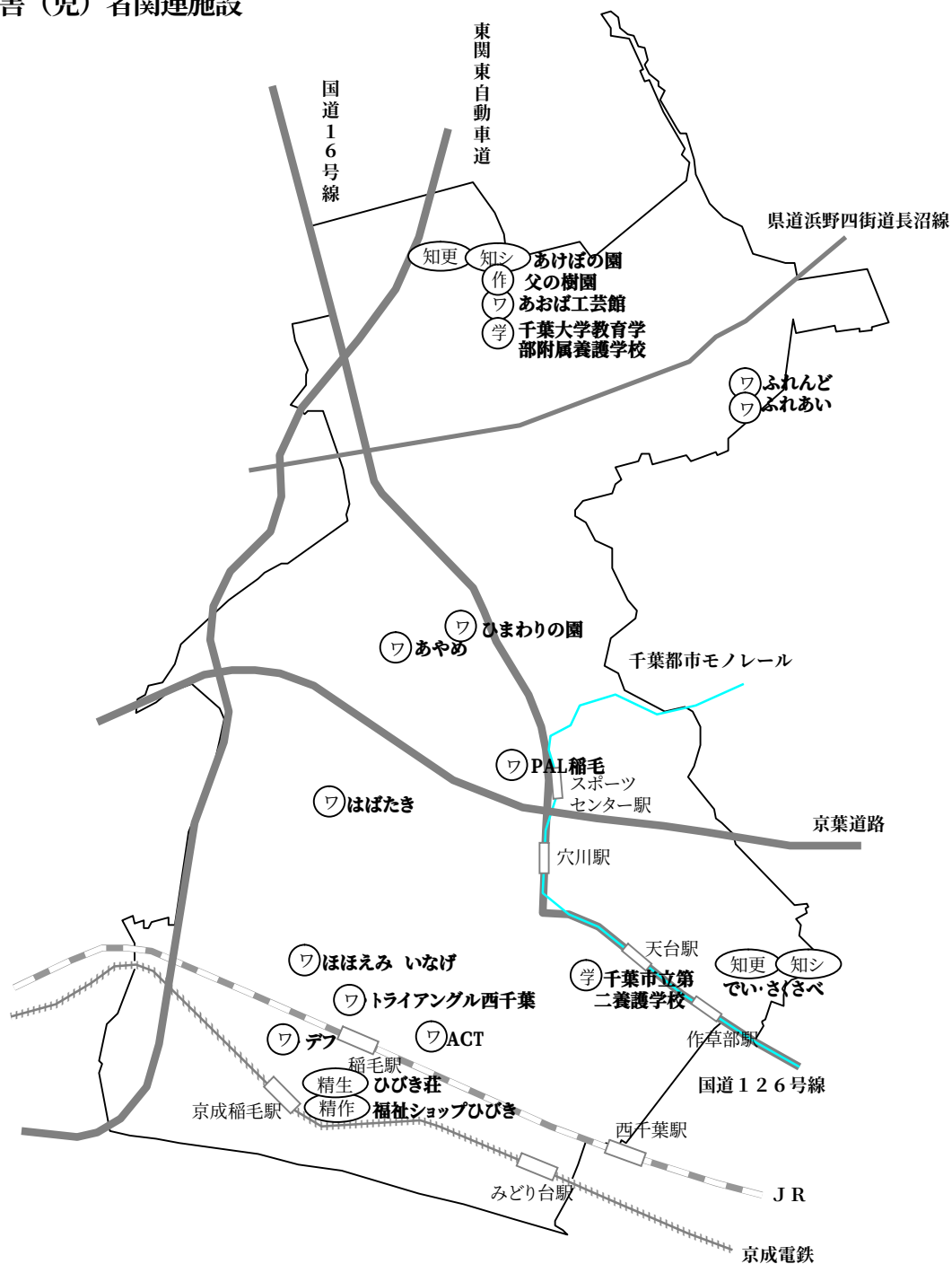
② 児童関連施設



<注釈>

保	保育所(園)	児	児童福祉センター
地	地域子育て支援センター	養	児童養護施設
子	子どもルーム	リ	子育てリラクックス館

③ 障害（児）者関連施設



<注釈>

- ワ 心身障害者ワークホーム
- 学 養護学校
- 作 知的障害者更生施設

- 知更 知的障害者更生施設
- 知シ 地底障害者ショートステイ
- 精作 精神障害者共同作業所
- 精生 精神障害者生活ホーム

2 地域福祉に関する課題

稲毛区の地域福祉に関する課題については、地区フォーラムで、地域にどのような問題があるのか、委員の皆さん自ら考え、各地区で設定しました。

(※委員から出された地域福祉に関する問題については、資料編〇頁に掲載しています。)

(1) 地区フォーラムから出された地域福祉に関する主な課題

① 交流・居場所に関する課題

地域では、公民館やコミュニティセンターなど公共施設を中心に、市・区主催の行事、自治会や社協地区部会など地域で主催する行事など公民で多くの交流活動が展開されています。

しかし、高齢者の一人暮らしの方は、外に出ることが困難な方も多く、1日誰とも会話をすることがない方もいらっしゃいます。また、障害者の方は、日頃の活動拠点が住む場所と違うところにある方が多く、地域の人々と交流する機会が多くありません。さらに、子どもたちは、学校が週休5日制になり、休日に地域で過ごせる場所が不足しています。

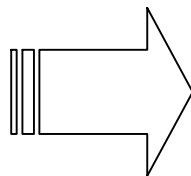
このような問題を解決するために、身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流活動・居場所づくりに関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

児童が、休日に、地域社会で過ごせる場所が少ない。学校5日制に伴う地域での対応が不十分である。

児童が、休日に、地域社会で過ごせる場所が少ない。学校5日制に伴う地域での対応が不十分である。

障害者だけを集めての文化・体育活動ではなく健常者に混じり、その中の一員として一緒に活動してみたい。



(課 題)

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる
交流活動
居場所づくり

② 情報に関する課題

情報については、市で行っている様々なサービス・行事のお知らせについて、市政だよりや多くのパンフレット等を作成し、町内自治会の回覧板などを利用して行っています。また、インターネットを活用し、千葉市ホームページから検索できるようになっています。

また、地域の情報については、町内自治会、民生委員、社協地区部会等で広報誌を作成し、掲示板や回覧板を利用して行っています。

しかし、地区フォーラム委員の多くの方からは、市で行っているサービスが入ってこない、情報を入手方法がわからないなどの意見がありました。

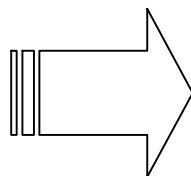
このような問題を解決するために、誰もが身近なところで、必要な情報が入手できるような仕組みに関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

通所介護など、介護保険で利用できるサービスの情報が、広く周知されていない。

支援費サービス等の制度改正があった場合、情報取得が困難。

相談窓口では、制度などの情報提供のみの対応となり、その後は自分でやらねばならず、制度を利用できない人がある。



(課題)

誰もが身近なところで必要なサービスを入手できる仕組み

③ 身近な生活支援に関する課題

平成12年度からは高齢者を対象とした介護保険制度、平成15年度からは身体・知的障害者を対象とした支援費制度が始まり、契約による在宅福祉に関する様々なサービスが展開されています。また、子育て支援に関しても行政を中心に、様々なサービスを実施しています。

しかし、これらの制度・サービスが、支援を必要としている人たちの困っていること全てのことに対応できるわけではありません。

これらの制度・サービスを展開していくとともに現在、民生委員や社協地区部会の方を中心に行っている身近な生活支援の活動を地域住民同士で行い、支え合い助け合うことによって、誰もが安心して地域で生活できるような仕組みをつくっていく必要があります。

以上のことから、身近な生活支援に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

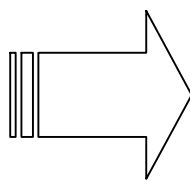
ゴミ出しについて、早朝、ヘルパーさんが来てくれる家庭はいいが、他は前日に出すことになるのでは。一件で出してあると他の人も出してしまう。

「障害児」を持つ親はバスに乗せる、あるいは自家用車で送り迎えする等時間を確保しなければならず、フルタイムで働くことができない。出産を控えたある親は、その出産の時ある「障害児」の送り迎えをどうしようか悩む。

支援費制度や介護保険までには該当しない人たちが、通院などの外出に介助がほしい場合のヘルパーがほしい。

(課題)

困っている人に対して、地域住民同士で支え合い助け合う仕組み



④ 見守りに関する課題

近年、高齢者の孤独死に関する問題が社会問題となっています。

稲毛区には、千草台やあやめ台、園生町などに大規模団地があり、実際にそこに住んでいたひとり暮らしの高齢者の孤独死が起きています。

市では、安心電話サービスを実施し、安否確認のために対象者に対して電話をかけていますが、全ての方に対して行っているわけではありません。また、一部の方は、人と接することを嫌い、訪問しても出てこない場合もあるため、安否確認を行うことができません。

また、見守りは高齢者に対してのみではなく、ひとり暮らしをしている障害者の方など他にも必要としている方がいます。

このような方たちに対して、地域住民同士などで見守り・安否確認できる方法を検討する必要があります。

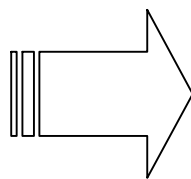
以上のことから、見守りに関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

独居世帯に対する配慮と実態把握が難しく、集合住宅での孤独死が多い。

一人住まいや高齢者のみの世帯で、健康状態に不安を感じている高齢者が多く、不便を感じている人がいる。

他の住民との接触を全く拒否する高齢者がいる。



(課題)

地域住民同士などで見守り・安否確認
できる方法

⑤ 災害に関する課題

ここ数年、日本全国で多くの自然災害が発生しています。首都圏は、地震の多い地域で、近いうちで大地震が起こると予想されています。

市でも、防災計画を策定し、いざという時に備えた取り組みを行い、自主防災組織の設置に向けた取り組みなどを行っていますが、それとともに地域住民の皆さんで災害が起こったときのために日頃から備えをしておく必要があります。

また、障害者や高齢者の方など一人ではすぐに非難できない方もおり、不安に感じるといった意見もありました。

そのような方たちに対する対策も検討する必要があります。

災害時等のいざという時のために、日頃からできることを取り組む必要があります。

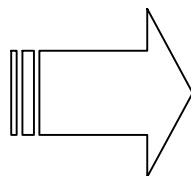
以上のことから、災害に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

災害弱者が災害時にどの人の手を借りて
どういう風に安全な地帯に避難する等、ス
ムーズに避難出来るためのマニュアルが
ない。

近隣の方は、お年寄りが多く、肢体不自由
者が人の手を借りるといっても心もとない。

市や警察、消防署等に災害時の対応など
について説明してほしい



(課 題)

災害時等のいざという時のための日頃
から
できる
取
組
み

⑥ 地域の安全に関する課題

ここ数年、新聞やニュースで様々な犯罪に関する報道が流れ、子どもを夜にひとりで歩かせるのが非常に不安であるといった声もきかれ、身近な地域が安全とは言えない状況となっています。

犯罪を防止するための取り組みとして、ある地域で住民が自主防犯組織を結成し、交代で見回るなどの活動を展開し、実際に犯罪件数が激減した話もでています。

このような地域を稲毛区全体に広げることが必要です。

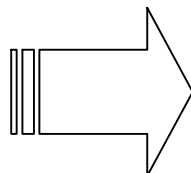
以上のことから地域の安全に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

ちょっと暗くなると高齢者や子どもの一人歩
きが心配な地域になってしまった。

児童の安全な通学路が確保されていない。

空き巣、車上荒らし、ひったくり等が多く発
生しているらしく、不安である。



(課 題)

安全な地域にするための地域での
取り組み

⑦ その他

その他の課題としては、次のようなものがありました。

- ・ バリアフリーに関する課題
- ・ 交通に関する課題
- ・ 就労に関する課題
- ・ 住宅に関する課題

(2) 各地区で検討された課題

各地区で、検討された課題は次のとおりです。

検討順		1	2	3	4	5	6	7	8	9
山王・草野	A	居場所・交流・社会参加・交通	身近な生活支援・緊急時の支援・見守り	相談・サービスのネットワーク化・ネットワークづくり・虐待	ケアマネジメント	安全	—	—	—	—
	B	人材育成・福祉教育・こころのバリアフリー・ボランティア・NPO活動	情報	バリアフリー	支援方法の改善	—	—	—	—	—
千草台緑が中学校・	A・B	交流・（こころの）バリアフリー・社会参加・居場所・情報の交換・就労・障害者スポーツ	声なき要支援者の把握と支援、身近な生活支援、相談	安全・緊急時の支援・虐待	—	—	—	—	—	—
301 轟穴川・	A・B	居場所づくり	社会参加・自立支援	権利擁護	情報の共有	みまもり	子育て・子育て	交通問題と公共施設のバリアフリー	住宅政策	ボランティア・NPO活動
稲毛・稲丘・小中台	A	交流・居場所・社会参加	子育て支援	サービスの質の向上・在宅ケア・身近な生活支援・自立支援	安全	見守り・虐待・権利擁護・心の健康	相談	災害弱者・防災・緊急時の支援	バリアフリー・施設の充実	身体の健康
	B	交流・居場所・社会参加	サービスの質の向上・在宅ケア	就労	ボランティア・NPO活動	—	—	—	—	—

第3章

5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針

課題に対する解決策の検討内容を踏まえ、稲毛区の地域福祉を推進していくうえでの方向性を示す基本方針を地区フォーラム委員皆さんで話し合い、最終的に区策定委員会で5本の柱を設定しました。

基本方針		説明
①	地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう	地域福祉は、地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始まるのではないのでしょうか。みんながお互いの気持ちを理解し、人それぞれの声に耳を傾け、関心を持てるよう、まずは、近隣や自治会、小学校区単位等で、ふれ合い、伝える機会をつくっていきます。
②	「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり	誰もが、気軽に参加できる交流活動を通して、仲間づくりや心身の健康づくりを推進するとともに、身近な相談（暮らしの中のちょっとしたこと）の場としても機能させていきます。 交流の場としては、既存や建設予定の公共施設や自治会館、社会福祉施設などを活用していきます。
③	身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり	身近なところで、行政や民間、地域などの様々な情報を得ることができるような仕組みをつくっていきます。 一方で、不必要な情報に対しての対策を講じていけるように取り組んでいきます。
④	人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー	地域に住む人々や組織のつながりをつくるコーディネート機能を整備し、地域のネットワークを構築していきます。 また、そのネットワークを活用し、地域の課題の解決や諸問題への対応（日常生活における支援や障害児の親が急に病気になってしまったときなどのいざというときの支援、見守りなどの活動や提案活動など）を展開していきます。
⑤	緊急時に備えた日頃からの取り組み	災害時などのいざという時に備えた対策を検討し、支援体制を構築していきます。 また、最近増加している盗難事件などについて、地域でできる防犯対策を推進していきます。

地域福祉の展開	関連する主なキーワード
・自治会などの地域の会合でお互いを知り、理解する場づくり ・学校行事を通じたふれ合いの場づくり ・支援を必要とする人達の声を地域に反映させる	理解 こころのバリアフリー
・お互いを認めあった様々な交流の展開 ・交流活動を通じた心身の健康づくり ・交流の場での身近な相談 ・交流の場の確保(公共施設や自治会館などの活用) ・交流の場までの交通手段の確保	交流 居場所 社会参加 心身の健康 相談 交通
・行政の情報や民間の情報などが1か所で入手できる体制の整備 ・児童の健全育成にとって不必要な情報についての対策	情報 相談
・地域住民や組織をつなげたりする人(コーディネーター)の確保・育成 ・近所による暮らしのちょっとした困ったことからの助け合い(ゴミ出しなど) ・地域の組織(自治会・社協・ボランティア・NPO・学生・行政など)による生活支援や見守る目の連携プレー	コーディネート 人材育成 ネットワークづくり 相談 身近な生活支援 見守り ボランティア・NPO活動 子育て支援
・災害時などの支援体制の構築 ・地域でできる防犯対策	緊急時の支援 安全 防災 防犯

2 基本目標

今後検討します。

第4章

施策の展開

基本方針1 地域に住む人々がお互いを知り、理解することから始めよう

(1) 困っている人の生の声に耳を澄ます

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施団体 町内自治会、(仮称)地域福祉推進協議会、NPOなど
- ◇ 取組内容
 - ・ 回覧板での「困った欄」の設置
各町内自治会内で回覧されている回覧板に「困った欄」を設けます。
 - ・ 「稲毛区」の施設など「困った箱」の設置
区役所、コミュニティセンター、公民館、学校などに「困った箱」を設置し、地域住民の声を集めます。
 - ・ (仮称)地域福祉推進協議会で困った箱や困った欄の声について協議しあい、解決方法などを探り支援につなげます。
 - ・ 困った箱の回収作業は、高齢者や障害者グループの社会参加となるように、(仮称)地域福祉推進協議会から依頼できないか検討します。
 - ・ 町内自治会の中に世代を超える交流の場づくりを推進します。
 - ・ 町内自治会の掲示板の活用を図ります。

基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

(1) お互いを認め合った様々な交流の展開

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① いきいきサロン、子育てサロンの拡充

- ◇ 対象者 未就園児とその保護者、障害者、高齢者
- ◇ 実施主体 社協地区部会、地域住民、幼稚園、保育所（園）
- ◇ 取組内容
 - ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」「世代を超えた交流の場」とします。
 - ・ 現在、活動が行われていない地区で積極的に実施するよう推進します。
 - ・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。
 - ・ 社協地区部会だけではなく、担い手やサポーターを増やしていきます。
 - ・ 幼稚園や保育所や保健センターや公民館などと連携して進めていきます。

② 保育所や幼稚園での地域交流の拡充

- ◇ 対象者 子ども（障害児も含めて）とその保護者、区民
- ◇ 実施主体 保育所（園）、幼稚園
- ◇ 取組内容
 - ・ 保健センター、社協地区部会、主任児童委員、社会福祉施設、学校と協力して展開していきます。また、保育ボランティアの活用を図ります。
 - ・ 障害のある子も参加できるように、保健師・ピアカウンセラー・保育士の参加を呼びかけ、障害児の通う施設との交流も行っていきます。

③ 老人クラブ活動の活性化

- ◇ 対象者 高齢者
- ◇ 実施主体 老人クラブ、町内自治会
- ◇ 取組内容
 - ・ 高齢者だけという縦割りの組織にせず、障害者・子どもと共に活動していきます。
 - ・ 町内自治会に井戸端会議のような世代間交流の場づくりを推進します。
 - ・ 引きこもりの方への声掛け・見守りや介護予防のための取り組みを行います。

④ ごはんを一緒に食べる機会づくり

◇ 対象者 高齢者、障害者

◇ 実施主体 社協地区部会、ボランティア、NPO、事業者施設

◇ 取組内容

- ・ 地域にコミュニティレストランづくりを推進します。
- ・ ふれあい型食事サービスを担うボランティアグループを育て、共に食べる場を増やしていきます。
- ・ 市民参加型の食事サービス事業者に、共に食べる場づくりの提供をすすめていきます。
- ・ 小学校の給食室を活用してボランティアが担うふれあい型食事サービスを検討していきます。
- ・ 高齢者や障害者が利用するデイサービスやデイケアの場での昼食時に地域住民が参加できるように推進します。

⑤ 公民館での休日の子どもの活動の充実

◇ 対象者 子ども

◇ 実施主体 ボランティア、NPO、公民館

◇ 取組内容

- ・ 土曜日の午前中に開放されている公民館の空間を子どものために活用するアイデアを募集し、その担い手を若者を含む大人から公募します。
- ・ 公民館主催で伝承遊びの場作りを設定し、子どもが地域の高齢者から昔からの遊びを習います。
- ・ 公民館主催で地域の障害者に参加してもらいながら、子どもが福祉の出前講座を体験します。
- ・ 地区図書館にブックトークの出前講座をお願いし、子ども達に絵本や児童書の世界を体験させます。
- ・ 公民館の空間を利用して、地域の人と子どものしゃべり場をつくります。

⑥ 学校を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくり

◇ 対象者 子ども（障害のある子どもを含めて）

◇ 実施主体 地域住民、社協地区部会、主任児童委員、ボランティア、NPOなど

◇ 取組内容

- ・ 学校を開放して、子どもルームを利用しない、または利用できない子どもの放課後の居場所になるよう安全性に配慮しながらすすめていきます。
- ・ 高齢者や地域住民も参加できる交流の場になるよう推進します。
- ・ 子どもの見守りができる運営主体についても検討します。

- ・ ガイドヘルパー同伴の障害児も利用できるようにします。

⑦ いきいきプラザ・いきいきセンターの活性化

◇ 対象者 高齢者、障害者

◇ 実施主体 社会福祉事業団、ボランティア

◇ 取組内容

- ・ 障害者も一緒に安心して集える場にし、職員やボランティアによるサポート体制について検討します。
- ・ 高齢者のデイサービス事業をしている中央、花見川、美浜のいきいきプラザで、特区活用による障害者利用を検討します。
- ・ 地域住民・利用者を主体とした「いきいきプラザ運営委員会」を設置します。
- ・ 利用者同士のトラブルがなく過ごせるように、コーディネーターの配置をすすめます。
- ・ 定年や子育てで退職した看護師がボランティア等で活動できるようにしていきます。

⑧ 学校行事、学校を活用した地域住民主体の地域交流の実施

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 区民、(仮称)地域福祉推進協議会

◇ 取組内容

- ・ 小・中・養護学校の協力体制を図ります。
- ・ 総合的な学習時間を利用します。

(例えば)

子ども達が地域に暮らす高齢者や障害者の家をたずねて交流、悩み事を聞いたら、その解決策を行政や周りのおとなと共に考えます。

高齢者や障害者とともに、まち探検してマップづくりをします。

NPOに福祉の出前講座を頼み、目が見えない、耳が遠い、足が思うように動かない、妊婦さんって、どんな感じなのか体験をします。

- ・ 学校の花壇やビオトープづくりを推進します。

コミュニティガーデンづくりをしている人などと共に、車いすでも楽しめるレイズドベッドの花壇づくり、校庭での花壇コンテストを多世代チーム方式で行います。

地域住民参加で、校庭にビオトープづくりをします。

- ・ 文化祭等に高齢者や障害者を招待し、お話を聞くコーナーをつくります。
- ・ 学校評議員の中に障害者を加えることを推進します。
- ・ 幼稚園や保育所(園)との交流を通じて、やさしさを育てます。
- ・ 空き教室の運営をNPOなどに任せて、居場所づくりや情報交換の場とすることに

について検討します。

- ・ 学校図書館の開放で、高齢者による昔話語り、地域の人による読み聞かせ会をします。

(2) 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 自治会館の活用

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 町内自治会
- ◇ 取組内容
 - ・ 地域住民のいざという時の集合場所にします。
 - ・ 地域の人がいつでも交流する居場所にします。

② 公民館・コミュニティセンターの活用

- ◇ 対象者 高齢者、障害者、子ども
- ◇ 実施主体 公民館、コミュニティセンター
- ◇ 取組内容
 - ・ 高齢者、障害者の誰もが気軽にぶらっと来てもすぐに利用でき、誰とでも交流ができる場になるよう推進します。
 - ・ 公民館での子育て支援の取り組みなどの把握と情報提供を行います。
 - ・ 穴川、長沼CCの幼児のための空間は、子ども連れの親子がいつでも利用できるようにし、保育ボランティアの活用を図れるよう推進します。
 - ・ 中高生や若者の集える空間づくりをします。
 - ・ 災害時の車上・路上生活者や避難場所にすぐに行けない人が利用できるようにします。

③ 市営住宅の活用

- ◇ 対象者 地域住民
- ◇ 実施主体 行政、社協、社会福祉施設、ボランティア、NPOなど
- ◇ 取組内容
 - ・ 障害者・高齢者のグループホーム・ケアホームとして利用しやすい場所に優先的に提供できないか検討します。
 - ・ 周辺住民の理解を得るために、説明会や普段からの地域交流の場で、理解と協力を

求め、啓発活動を行います。

④ 子どもルームの空き時間の活用

◇ 対象者 地域住民

◇ 実施主体 社会福祉協議会、ボランティア

◇ 取組内容

- ・ 午前中を集いの場にできるよう検討します。(高齢者・幼稚園や学校に行っていない子どもやその保護者・子育てに悩んでいる保護者・子育てに関心ある人など)
- ・ 運営にあたっては、コーディネーターの育成やボランティア活用を図ります。また、利用料についても検討します。

(コメント)

稲毛区の児童居宅介護で一番多い階層のヘルパーを利用し外出した時の負担額

(現在、支援費負担は、20歳まで親の収入により負担額が決まる。20歳以上本人の収入のため負担額のない人が多い)

◇ お台場に遊びに行きました。

ヘルパーを7時間利用

利用者負担額 (300円/30分) × 7時間 = 4,200円

実費 4,545円

合計 8,045円

◇ 青葉の森に行く。

ヘルパーを4時間利用

利用者負担額 (300円/30分) × 4時間 = 2,400円

実費 1,440円

合計 3,840円

◇ 家族が留守・本人の希望でお風呂と夕食をお願いする。

ヘルパーを4.5時間利用

利用者負担額 (300円/30分) × 4.5時間 = 2,700円

実費 2,847円

合計 5,547円

◇ 家族が留守・本人の希望でお風呂と夕食をお願いする。

ヘルパーを4.5時間利用

利用者負担額 (300円/30分) × 4.5時間 = 2,700円

実費 3,670円

合計 6,370円

※ 利用者負担額は、上限額があり 300 円／30 分の場合 7,200 円を超えると負担額 0 になる。

※ 平成18年から1割負担になると、厚生労働省から出ています。

障害者が地域で生活していくために、社会参加が経験できる居宅介護の移動介護は大切なものです。それとともに、地域の同世代の子どもたちとふれ合うことでお互いを知り、理解しあうことが、心のバリアフリーをなくすことに大きな役割を果たします。また、障害児家庭には、扶養手当は出ますが、経済的負担が大きいため常に支援が必要な児童も子どもルームなどでの利用が求められています。料金は、一般ルームで7,200 円、指定ルームで7,200 円です。

⑤ 児童福祉センターの活用で憩い館を

◇ 対象者 地域住民

◇ 実施主体 町内自治会、(仮称) 地域福祉推進協議会、ボランティア

◇ 取組内容

- ・ 世代間交流事業では健常者、障害者も含めた地域市民に対し、年齢・性別・世代間を越えた交流の場を提供するとともに、様々なイベントや行事、休憩スペースなどを開催、開放できるよう推進します。
- ・ 老朽化した児童福祉センターの補修、バリアフリー化をはかり、本来の目的である児童館的な場になるよう推進します。また、佐倉市の老幼の館のような、世代間交流事業の展開についても検討します。
- ・ 地域福祉推進協議会や団地の町内自治会で運営を考える。

⑥ 保健福祉センターの活用

◇ 対象者 地域住民

◇ 実施主体 保健福祉センター、社協、(仮称) 地域福祉推進協議会

◇ 取組内容

- ・ 「保健福祉センター」の活動を地域に広く知らせます。
- ・ 相談からサービス提供までを総合的・一体的に行う保健福祉総合相談窓口を周知します。
- ・ 公民館、児童福祉センター、自治会館等で行なわれている『子育てサークル』との共催で、保健師等を派遣し、幼児・保護者を対象とした仲間づくりの交流と育児についての情報交換、育児に対する不安や悩みの相談・解決に対応していきます。
- ・ 精神保健デイケア室が若葉の保健福祉センターでは作られている。心の困ったことに直面している人にメンタルケアのできる精神対話士の派遣をする 対話コーナ

ーをつくる。

- ・ 活動スペースについては、ボランティア活動の部屋はさまざまな活動分野の意見を入れて運営していきます。
- ・ かかりつけ医の推進の部分をどうしているのか。
- ・ 「わたしのまちのお医者さん」の情報をより周知するようにします。

資料：2005. 4. 14の報告・写真をつける

山田さん提案、フォーラムの委員長からの呼びかけで、有志5人による千代田区高齢者福祉課&現地の視察が実現。介護予防具の予算は777万円。

こどもと楽しめる、室内でも可能。自分の体力に合わせてチェックできる記録表もあった。よかった。公園なので風雨にさらされて汚れていた。運動具の色合いが幼児向け。障害児にもよい。高齢者センター（100円バスの循環）がとてもよかった。

⑦ 小中台保健センター跡地を『地域の交流館』に

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 区民、ボランティア、NPOなど
- ◇ 取組内容

小中台保健センター跡地を『地域の交流館』として利用できるよう次の内容を地域の声として、提案していきます。

- ・ 関係各課と連携し、地域の福祉活動関係者を主軸に常時相談のできる専門コーナー（子育て、健康、体力向上、栄養、生活一般）をつくる。
- ・ 介護予防施設として、東京都千代田区が公園につくった施設を参考に、室内に設け、周りにベンチなどを配置し、リハビリの指導ができる人をおき、誰もが安心して、気軽に集える場所にする。
- ・ 交流のサロンは柏台小の木の溜まり場などのイメージにする。
- ・ 例えば、午前中：高齢者、障害者が利用、午後：子ども達、夕方から：若者が利用する交流館にする。また一部を作業所として、市あるいはNPOで運営する。

⑧ 新港横戸町線の緑地帯の活用

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 区民、町内自治会、老人クラブ、子ども会、NPO など
- ◇ 取組内容

- ・ 本道の上の蓋掛け緑化部分で、地域住民主体のイベント、ミニミニまつりなどを住民企画で実行し、交流の場とします。
- ・ コミュニティガーデンづくりなどで園芸セラピーをとり入れ、高齢者や障害者にと

っての癒しの場とします。

- ・ 轟町小や附属小の子ども、地域住民の参加による公園づくり・みどりづくりがとりにいれているので、地域の誰もが立ち寄れる空間にしていけます。
- ・ 障害者グループが種から育てた花苗を市が買い上げて、コミュニティガーデンづくりの市民に提供するという循環をつくり、障害者の社会参加の場をつくっていくことを推進します。

⑨ 空き店舗の活用

◇ 対象者 地域住民、学生、NPO

◇ 実施主体 商店街、大学、地域住民、NPO

◇ 取組内容

- ・ 商店街の人たちをまきこんで福祉のまちづくりの学習会を開催します。
- ・ 学生や福祉団体、学校、大学、PTAなどのチャレンジショップ
- ・ 地域住民が担い手になる事業（コミュニティファンドをつくる）
 - ・ ミニデイサービス
 - ・ ふれあい食事サービス
 - ・ 貸しサロンで展覧会、音楽会、絵本の読み聞かせ会、手づくり品販売、情報ショップ、行政や専門家と連携した相談コーナー
- ・ NPOや民間・市民事業者が福祉サービスやコミュニティレストランを事業化します。
- ・ 行政の出前講座（まちづくり、健康）の拠点にします。
- ・ 地域通貨を広げる拠点とし、空き店舗を市民が借りることのできる仕組みをつくっていきます。

⑩ リハビリやリラクゼーションの場の提供

◇ 対象者 高齢者、障害者

◇ 実施主体

◇ 取組内容

現在検討中です。

(3) 交通手段の確保

【現状と課題】

交通情報が悪く、社会資源の有効活用できない地域があります。また、外に出る機会が少なく社会参加できにくい環境は、閉じこもりへの要因にもなります。

そこで、家の近くを巡回する安値のバスが求められています。

【具体的な取り組み】

① 施設等の送迎バスの有効活用

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 社会福祉協議会・ボランティア・幼稚園・施設・養護学校・事業者
- ◇ 取組内容
 - ・ 幼稚園や施設などの送迎バスの空き時間を活用します。
 - ・ 主要駅や拠点となるいきいきプラザ・コミュニティセンター、公民館、施設などを巡回します。
 - ・ 社会福祉協議会やボランティア・NPOなどが有効に活用できるよう利用時間を調整し、利用者の状況によってドア・ツウ・ドアをします。
 - ・ 老人クラブや子どもルームなど小集団が申し込み、有効活用します。
 - ・ 養護学校バス停から子どもルームへの送迎を行います。
 - ・ 大型免許をもつ退職者など、働きたい人の登録を稲毛区でうけつけます。
 - ・ 地域生活支援事業の中で送迎サービスと移動サービスをとらえて行います。（グラウンドデザイン参照）
 - ・ 送迎バスをもつ施設事業者で、空き時間を提供できるところを登録しあって活用します。

② コミュニティバス

- ◇ 対象者 区民
 - ◇ 実施主体 事業者
 - ◇ 取組内容
 - ・ 主要駅からいきいきプラザなどの施設を定期的に巡回することで、高齢者や障害者の足を確保します。
- (例えば)
- ・ 山王方面 山王小学校～幼稚園～千葉大養護学校～保育所～千葉北警察～遠近五叉路 で 四街道市のヨッピーにつなぐ。
 - ・ 黒砂方面 京成みどり台～黒砂公民館～露崎外科～J R稲毛～稲毛図書館～西千葉公園

(4) 誰もが気軽に参加できるきっかけづくり

① 交流のコーディネーターの確保

- ・ 既存の組織に頼らないコーディネーターを育成します。

- ・ 中学校区に5人～10人くらい公募し、区ごとの地域福祉推進協議会のもとで、研修や事例発表を重ねながら、地域の独自性を活かした活動を組み立てていきます。
- ・ コーディネーターにはコミュニティファンド（市民・企業・行政の寄付金をベースに）から活動費をつけます。
- ・ 様々な調整役のコーディネーターでNPOをつくり、地域福祉推進協議会と連携して活動します。

② 地域の交流活動の情報発信

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 町内自治会、社協、行政機関、NPO、（仮称）地域福祉推進協議会

◇ 取組内容

- ・ 地域福祉推進協議会で「交流活動ニュース」を作成します。
- ・ 『地域情報サービスセンター』を当面は区役所におき、保健福祉センター完成の暁にはそちらへ移し、電話・FAX・メール対応し、情報を伝えます。
- ・ 町内自治会の回覧板の中に「交流活動ニュース」を掲載するように働きかけます。
- ・ 地域活動についてのそれぞれの情報は偏りのないようにし、各分野の情報を掲載するようにします。
- ・ 区の各施設でのちらしはA4サイズが多いが、重要性のある情報はサイズを大きくしておきます。

基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

(1) 身近なところでの情報提供と相談

【現状と課題】

今日、行政、民間双方から様々なサービスが提供されるようになりましたが、サービスを必要とする人全体に、信頼できる情報が行き届いているかといえば疑問の余地があります。また、一方的に伝えられるだけでは自分に最も必要なものは何か選択するのは難しくなります。

地域で暮らし続けていくためには、情報の整理を行い、入手情報を充実させ、誰もが気軽に必要な情報を身近なところで得ることができ、自分が納得してどうするかを決定することが大切です。

また、気楽にいける場に相談窓口があり、必要に応じて情報提供や専門家への相談などをしてくれる体制が必要です。

【具体的な取り組み】

① 地域の情報の収集と発信

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 (仮称) 地域福祉推進協議会、行政、社協
- ◇ 取組内容

中学校区単位くらいで地域での福祉に関する情報を集め、発信します。地域で困っていることや、困っている人、奉仕提供者、各組織やグループ、委員の紹介、活動紹介などを掲載し、福祉に関する住民の意識を高め、福祉を通して人と人との交わりを促進します。

② ぶらっと寄ることができる場での情報提供

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 (仮称) 地域福祉推進協議会
- ◇ 取組内容
 - ・ ①の情報と既存の情報とあわせて整理、充実させます。
 - ・ 必要な人は、いつでも適切な情報を取り出せるようにします。
 - ・ 専門的な相談を受けるための情報も取り入れます。

③ 横断的な窓口の設置

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 福祉事務所福祉サービス課

◇ 取組内容

各課などには相談窓口がありますが、福祉事務所にある保健福祉総合相談窓口を中心にひとつの窓口でさまざまな情報を得られて相談ができる体制を推進していきます。

④ 精神病や精神障害者の相談委員

◇ 対象者 地域で暮らす精神障害やうつ病などの精神病を抱える人の家族

◇ 実施主体

◇ 取組内容

地域に暮らす精神障害やうつ病などを抱える人たちのサポートにあたる人を。

(懸案事項)

現在、タイトルも含めて、どのようにまとめていくのがいいのか検討中。

対象をどこまで考えるか、実際にどのようなことが地域でできるのか検討する必要がある。

(2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策

【現状と課題】

様々な災害を契機とし、年々、利己主義を超越した、互いに助け合うボランティア意識が高まり、教育現場でも福祉教育に力が注がれるようになりました。

一方では、利己的なマスコミ、メディア業者等による青少年にとって好ましくない情報が後をたたない状況もあります。

これらは、コンビニやインターネット、携帯電話、看板広告などを通して青少年の生活圏に侵入しています。

社会問題化した青少年による驚くべき犯罪も、これらの影響を受けているといわれています。何かのきっかけさえあれば、それに関心を持ち、惹かれてしまう青少年がいても不思議ではありません。青少年の成長にメディア環境は大きな影響を与えます。

青少年を取り巻く環境に大人が責任を持ち、常に見守る姿勢で、好ましくない情報に対しては見過ごすのではなく、真剣に取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】

① 現状の調査と啓発

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 行政

◇ 取組内容

- ・ 青少年を取り巻く、悪環境の実態を調査し、把握をします。
- ・ 同じ意識で活動している個人、団体との連携を図り、活動の輪を広げ、啓発に努めます。

② 好ましくない環境に対応する有資格者の育成及び見守り活動

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 行政、町内自治会、老人会、育成委員会、各種ボランティア等

◇ 取組内容

- ・ 青少年にとって好ましくない環境について学び、看板やちらし、ビラ等を撤去する資格をもった専門家をつくります。資格を取るための勉強会を開き、市政だより等で広くお知らせします。
- ・ 各組織、住民が、横の連携を図りながら、コンビニの猥褻本やテレクラなどの有害違法看板等を撤去するための点検活動をし、地域の青少年の環境を見守ります。様々な組織や住民が活動に加わることで、子どもたちの生活圏を地域で守るという気運につながります。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援

◇ 対象者 知的障害者、精神障害者、認知症（痴呆）の判断能力のない方又は不十分な方

◇ 実施主体 ちばし権利擁護センター、高齢福祉課、障害保健福祉課、社会福祉協議会、千葉家庭裁判所、（協力：民生委員）

◇ 取組内容

- ・ 判断能力が十分でない方が地域福祉権利擁護事業を利用し、契約に基づき事業の提供を受け、自立の努力をしています。
行政による情報を提供し、たくさんの方が利用できるようにする必要があります。
- ・ 判断能力のない方を保護し、権利を守るために成年後見制度が全ての人が安心して生活ができるようにすることが大切です。
- ・ 身寄りのない方や親族等で後見人になれる人がいない方にも利用できるよう市として制度化することです。

- ・ 生活保護を受けている人など市長が申し立てできるようになっているが、弁護士、司法書士、福祉司等に費用を支払えない方のため、社会福祉協議会又はちばし権利擁護センターの充実を図り、低報酬で利用できる仕組みを作る必要があります。

(コメント)

知的障害者を持つ母親より、この子どもを親がいなくなったときの金銭管理、財産管理、心情管理が心配である。この制度が誰でも利用できるようにとの希望がある。又施設より入所の方々が後見人をつけて欲しい人がいる。ただし、費用と報酬について心配である。

基本方針4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支えあい助け合う地域の 連携プレー

(1) プライバシーを十分に配慮した暮らしのニーズの把握

【現状と課題】

現在、子育て、介護等、さまざまな暮らしの中での「困った」が地域の中にあふれています。それらは「福祉サービスで対応できること」の一方で、「福祉サービスを受けるほどではないが毎日の暮らしの中ではとても不自由なこと」があります。このような「困った」はそれぞれの家庭で抱え込んでいるのが現状です。また、それぞれの地域・地区によってもその内容が異なるのが実情です。

一方で、私でできることなら協力したいという住民の声も上がっています。また、身近に暮らす住民同士で手を取り合って「困った」を解決している取り組みも報告されています。

誰もが抱える暮らしの中の「困った」ことを、身近に暮らす住民同士で手を取りあい助け合える地域にするために、私たちの地域では、どのような「困った」があるのか、また同じ思いをもった住民がどれくらいいるのか、といった暮らしのニーズを把握し、どのような方法や手立てで対応できるのかを、他の地域でどのような取り組みが実現しているのかを知る必要があります。

なお、それぞれの家庭や個人のプライバシーには十分に配慮することが重要です。

【具体的な取り組み】

① 地域住民の暮らしのニーズと他地域での取り組みについての把握

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 区役所
- ◇ 取組内容

福祉サービスを受けるほどではないものの、生活の中での些細な困難やニーズを把握するために、「暮らしのニーズ調査」を実施します。内容は以下の通りです。

- ・ 現在、毎日の暮らしの中で困っていること
 - ・ 上記に対して取り組んでほしい具体的内容
 - ・ 住民として具体的にできること、取り組めること
 - ・ 他の地域での取り組みや情報
- ※ ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障害者世帯で、調査への対応に困難がある場合については、プライバシーの保護に十分に配慮し、民生委員の協力のもと実施するようにします。
- ※ 計画事業策定において、先行事例をいち早く情報収集するシステムの構築が必

要です。区のホームページに「暮らしのニーズについてのメーリングリスト」を設置し、調査で把握されたニーズについて全国諸地域の住民からその対応策についての情報・意見を収集します。

② 実態把握とニーズ対応に備えた「地域支えあいマップ」の作成

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 稲毛区、民生委員、区民
- ◇ 取組内容

暮らしのなかの「困った」は、それぞれの地域・地区によっても異なるという実情にあわせて、地区単位で「地域支えあいマップ」を作成します。

マップには①「暮らしのニーズ調査」で出てきた課題について、マップで対応できる情報は掲載します。また、各地区で取り組まれている実践があれば、その取り組みが実施されている場所や時間等を掲載します。

なお、個人や家庭のプライバシーに対しては十分に配慮して作成を行います。

(2) 既存のサービスや仕組み・枠組みへのアプローチ

【現状と課題】

地域住民同士の助け合いは、これまでも町内自治会や民生委員の活動など、さまざまな取り組みが展開されてきました。それらの活動は、地域での私たちの毎日の暮らしにとって、現在でもかけがいのない役割を果たしています。

しかしながら、新住民と旧住民との連携、世代間の暮らしのギャップなどの問題から、これまでの既存の取り組みにもさまざまな課題があるのが実状です。

また、介護保険、支援費制度、子育て支援サービスなど、地域で暮らす高齢者や障害者、子育て家庭がさまざまな福祉サービスを活用できるようになり、これらの新たなサービスや制度との連携・協力によって展開されることが、これからの地域には必要です。

【具体的な取り組み】

① 町内自治会との連携・協力

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 町内自治会、区地域振興課、福祉事務所福祉サービス課、区介護保険課
- ◇ 取組内容

- ・ マンションの町内自治会と既存の地域の町内自治会の連携によるお祭りなどの地域行事を実施します。
- ・ 町内自治会に「子育て」「介護」の2部門の設置を推進します。

「子育て」部については、青少年育成会や民生委員と協力のもとパトロールに参加します。

「介護」部については、民生委員や保健師との協力のもと、訪問活動において介護相談を必要とする場合に同行します。また、町内自治会での介護保険相談会を実施し、サービス概要等を説明します。

② 民生委員との協力・連携

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 民生委員、区民、福祉事務所、社協、その他関係機関
- ◇ 取組内容

民生委員・児童委員制度は、住民に委嘱して地域住民から社会福祉に関する相談を受け支援を行う制度です。

- ・ 民生委員・児童委員を地域の人に知らせます。
- ・ 活動内容と地域での役割を伝えます。
- ・ 支援を必要とする個人や世帯について、近隣による見守りと各機関と連携して支援活動を行います。
- ・ 遠くの親戚より近隣で生活する身近な人により支えあえる人材のネットワークづくりを行います。
- ・ 上記を実現するために、相互扶助組織の設置について検討していきます。なお、組織化には、十分に守秘義務を重視した上で行うことが必要です。

(コメント)

我が国は、昔から地域の緑（地縁）を基盤として生活を支え合ってきました。私たちの生活基盤を支えてきたものは、「団」「隣組」という名前で組織化されました。

例として田植え、屋根ふき等

「はじめてのボランティア」樹村房より

③ 介護相談員の活動範囲の拡大

- ◇ 対象者 在宅高齢者
- ◇ 実施主体 介護保険課
- ◇ 取組内容

- ・ 介護相談員の活動範囲を在宅部門にも拡大するよう検討します。
- ・ 民生委員・保健師の在宅高齢者への訪問活動に同行します。

- ・ 町内自治会での介護相談会への派遣を行います。

④ 配食サービスの利用対象者の拡大

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 配食サービス事業者、高齢福祉課
- ◇ 取組内容
 - ・ 介護保険における要介護状態でなくても、食事を作ることが困難な家庭への配食サービスを提供について検討します。
 - ・ 障害者や育児ママ、欠食児童に対しても必要性があれば配食サービスを提供できるよう推進します。

⑤ 緊急通報装置の活用の推進

- ◇ 対象者
- ◇ 実施主体
- ◇ 取組内容

(3) 地域住民や組織をつなげる人の確保・育成

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 地域まちづくりコーディネーターの育成

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 市、社会福祉協議会
- ◇ 事業内容
 - ・ 「千葉市地域コーディネーター養成講座」を開催と小地域での連絡協議会の発足
全市的に「千葉市地域コーディネーター養成講座」を開催し、受講者には自由意思による会員登録をしてもらいます。しかし、各地区において直ぐに活動を展開することは困難であるため、コーディネーター連絡協議会等を設立し、コーディネーターの情報交換の場として情報を共有します。
 - ・ 地区ごとのコーディネーターの育成
各地区において受講修了者が確保できた段階で、区地域コーディネーター連絡協議会を設立し、より小地域での養成講座を開催しコーディネーターを育てていきます。より多くのコーディネーターを養成することにより、地域内の認知度の向上にもつながり、コーディネート活動の充実につながります。
地域コーディネーターも「仕事」ではなく「ボランティア活動」であるた

め、コーディネーター自身が活動を楽しめる環境を作っていくことが何より大切です。

② 暮らしの助っ人隊の結成

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 区地域振興課または社協

◇ 取組内容

- ・ (1) ①「暮らしのニーズ調査」で把握したデーターをもとに、協力してくれる住民を募集し、「暮らしの助っ人隊」を結成します。
- ・ 実際のサポートは、プライバシーの保護を考慮し、地域の民生委員等と連携・協力のもとに活動を展開していきます。

③ これからの地域で活躍できるボランティアの育成

◇ 対象者

◇ 実施主体

◇ 取組内容

- ・ ハンドブックの作成

「地域内にはボランティア活動をしてみたい」という方たちのために、活動分野を福祉、保健、医療、教育、文化、スポーツ、国際交流、地域、環境、その他、のように大きく分類し、各分野別に問合せ先を記載したハンドブックを作成し、各分野におけるボランティア活動の窓口が検索できる形にします。

各専門機関においてボランティア活動情報の提供や講座を実施しているため、地域でのボランティア人口の増加につながります。

- ・ 地域ボランティア基礎講座

地域内においても、町内自治会や子ども会等が中心となり、定期的に「地域ボランティア基礎講座」等を開催し、ボランティアに対する関心が高めます。公民館や空き教室等を利用し、「気軽に楽しく」参加できる講座の企画が必要です。

地域内で開催する講座は、あくまでもボランティア活動をする「きっかけづくり」です。定期的に講座が開催（ボランティアによるボランティア講座）されることにより、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備にもつながります。

受講生が学習の成果を地域で還元できる環境の構築が今後の課題であり、目標となると考えます。

- ・ ボランティアセンターの機能の拡充

ボランティアの募集広告の発信だけでなく、人と人、団体、施設等の「ボランティアバンク」的な役割を担うように発展させていきます。

また、学校に対しては、案内文の配布だけでなく、直接出向いて出張講座などの実施をすすめていきます。

大学等にあるボランティアセンターとも連携を図り、それぞれの情報を共有することにより、より内容を充実させていきます。

(4) 多世代にわたる市民参加とその力を生かせる仕組みづくり

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 元気高齢者の参加

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体
- ◇ 取組内容

② 小・中学校をまきこんだ取り組み

- ◇ 対象者 小・中学生
- ◇ 実施主体
- ◇ 取組内容

③ 学生を活用したまちづくり

- ◇ 対象者 学生
- ◇ 実施主体
- ◇ 取組内容

各大学に対し、教材の一環として地域福祉に取り組んでもらえるよう協力を要請します。

実際の取り組みとしては、学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、町内自治会や商店街組合等と連携し、実践に取り組みます。

(5) 新たな地域での協力・連携による支援や見守り

【現状と課題】

【具体的な取り組み】

① 安否確認を兼ねたゴミだしサービスの実施

◇ 対象者 稲毛区住民の中で、一人暮らし高齢者・障害者のみの世帯

◇ 実施主体 市（環境局？）

◇ 取組内容

- ・ ゴミ等を集積所まで排出する事が困難な一人暮らしの高齢者と高齢者世帯、障害者世帯に対して声掛けを行いながら、ゴミ等を戸別収集します。
- ・ ゴミ等収集時に利用者に異変があると認めた時は、あらかじめ届出されている緊急連絡先に連絡し、連絡出来ない時は、区役所や民生委員と連携をとり必要な対応ができるようにします。

※ なお以下のような情報とも連携をします

独居老人の日々の生ごみの処分について

[一般廃棄物処理業協同組合] 電話 204-5805

k gあたり 24 円＋運搬料の値段

契約については 週1回いくら

週2回いくらで契約すれば良い。

[有料業者について]

運搬料 業者により値段が異なる

市環境局 業務課（推薦紹介が要）

コミュニティ 3F TEL 245-5245

② 一人暮らし高齢者の引きこもり防止対策

◇ 対象者 一人暮らし高齢者

◇ 実施主体 民生委員、社会福祉協議会

◇ 取組内容

民生・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者のお宅等に対し、「梅干等」の手土産を持って訪問します。

それによって、お宅に入れてもらえることも容易になり、顔なじみとなって会話が弾むことが予想され、社会との接点をうまく作り出し、例えば、サークルを紹介する、近所に祭りがあれば一緒に出かける、介護保険についての相談を受けるなどの活動を行うことが可能になり、引きこもりの防止につなげていきます。

③ 誕生から自立まで子どもの発達を見守る子育て支援

◇ 対象者 区民

◇ 実施主体 子育て支援課・保健センター・町内自治会・民生委員・小児科

◇ 取組内容

- 千葉市の保健センターに常時子育て・発達相談員を配置し、障害のあるなしに関わらず相談できる体制をつくります。また、自閉症・発達障害者支援センター（CAS）とも連携します。
- 既存の子育てサークルをひろげ、誰でも参加し、組織できるような場の開放や体制づくりを展開します。
- 父親が子育てにかかわる意識づくりと体制づくりとして、小中学校区で実施されるお祭りや子育てに関する活動を年に数回開催し、年1回以上は子育て家庭にある父親に参加するよう推進します。また、町内自治会組織の若い世代の参加にもつながるため、町内自治会も連携して実施できるようにします。
- 病児の預かりについて、小学校1年から3年までは、ひとりで在宅で過ごすことにも不安があるため、小児科が連携し、小学校3年までの児童を対象に、病学童児の預かりを実施について検討します。
- 青年期の子どもが、親以外に相談できる、またコンビニ以外に立ち寄れる場をつくる。青少年育成と連携しながら実施します。

④ 災害時に備えた安心カードの作成と活用

- ◇ 対象者 区民、高齢者、障害者、一人暮らし住民
- ◇ 実施主体 民生委員、児童委員、近隣住民、町内自治会、福祉事務所
区社協

◇ 取組内容

地震、雷、火事、親父といわれた時代から、安全で災害に強いまちづくりをしないではいけないうように大規模な災害が相次いでいます。

いつ起こるかわからない災害への備えが欠かせないと考えます。

- ・ 区社会福祉協議会地区部会が中心となり、民生委員・児童委員や福祉行政、ボランティア、NPO団体と協働・協力関係を築く。
- ・ 高齢者・障害者がどこに住んでいるのか、どんな助けを必要としているのか事前に把握しておく。
- ・ 安心（寿）カードを作成して、一人暮らし、高齢者、障害者世帯に配布し、人間関係のネットワークづくりをする。
- ・ 現在ある介護保険早分かり表の利用も考える。
- ・ 災害時の県場所の地図を配布する（がけくずれ等）
- ・ 中学生・高校生の災害時教育をする。実際の災害時に協力してもらう体制をつくる。

基本方針5 緊急時に備えた日頃からの取り組み

(1) 災害時などの支援体制の構築

【現状と課題】

災害発生時に援護を要する人（高齢者、身体障害者、精神障害者ほか難病の方等）は、避難場所までの移動、避難場所での必要なものの確保、避難場所での生活などについて、日頃から不安を抱えています。

一方で、そのような人々がどこに住んでいるのかを把握することができず、災害発生時に行動をとることができないことも想定されます。

これには、地域全体で、普段から近隣との連携を密にし、接触を図る必要があります。

また、災害時の対応について、きちんと把握をしておいくこと、日頃から備えをしておいくことが大切です。

【具体的な取り組み】

① 消防署の職員を呼んでの講習の実施

- ◇ 対象者 区民（町内自治会各種団体）
- ◇ 実施主体 消防署、区役所
- ◇ 取組内容

町内自治会等で消防署職員等を呼んで、災害が起きたときの対応、または日頃の備えなどについて講習を受けます。また、お互いの意見交換の場としても行っています。避難訓練を行います。参加者が役員や一部の人のみでなく、災害弱者が進んで参加できる地域全体としての意識改革が必要です。

そのためには、普段から近隣との情報交換と、障害者、一般人双方からの積極的交流が大切です。

② 要支援者に配慮した避難所の設備の検討

- ◇ 対象者 要援護者
- ◇ 実施主体 総合防災課
- ◇ 取組内容

要支援者団体と行政による会合を持ち避難場所をバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保その他カーテンを設ける等要支援者の要望を組み込んだ設備作りを検討します。

(2) 地域でできる防犯の取り組み

【現状と課題】

近年、児童や高齢者などのいわゆる弱者をねらった犯罪が多発しているうえ、犯罪の種類も多様化しており、警察だけにその対策を頼るのも限界があるといえます。もちろん、誰もが犯罪の被害者になりうるわけで、市民自らが、あるいは地域単位で犯罪対策に取り組む必要性が出てきています。

とはいえ、犯罪対策は容易ではありません。犯罪者（未遂者）を目の前にした場合は、危険を伴いますので、まず自分の身を守ることを最優先に行動すべきでしょう。そこで、犯罪を未然に防いだり、回避したりするために、個人や地域レベルできる対策で、無理なくできることから取り組んでいくとよいのではないのでしょうか。

もちろん、警察等、専門的機関との連携は不可欠です。ただ、基本になるのは「地域コミュニティ」でしょう。コミュニティを機能させ、普段からいい意味で地域の人の「目」が行き届くようになれば犯罪は減ってくるでしょうし、逆に、犯罪対策の取り組みが「地域コミュニティ」をつくることにつながる効果も期待できると思います。

【具体的な取り組み】

① 防犯マップの作成と活用

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 区民（地域福祉推進協議会）、地域安全課
- ◇ 取組内容

既に回覧板等で周知されている地域もありますが、ひったくりや痴漢等の犯罪が発生した場所や時間など、地域の犯罪に関する情報を効果的に市民に伝える取り組みをします。

例えば、「防犯マップ」を子どもと一緒に作り、配布するだけでなく、街中の掲示板等に貼りだしたりします。

また、単に「ひったくり注意」といった看板を適当に立てるのではなく、実際に発生した箇所に注意を促す看板等を設置するなどし、住民に注意を呼びかけると共に、抑止を図ります。

マップ作りは、まず掲載する情報を整理・収集する必要があるなど容易ではないですし、いきなり区全域で取り組むのも難しいと思いますので、モデル地区を選定して行うとよいでしょう。

② 「子ども110番の家」の拡大・活用

- ◇ 対象者 子ども（地域住民）
- ◇ 実施主体 青少年課
- ◇ 取組内容

「子ども１１０番の家」と同様の取り組みは、町内自治会等からの発意により各地域で独自に行われていたようですが、地域によって呼び方やステッカーのデザインが異なるなど、住民にとって活用しやすいものにはなっていませんでした。そこで、区内全域で統一されたものにします。

また、協力家庭や店舗に対し、趣旨や安全確保上の留意事項などをきちんと理解していただき、やみくもに拡大するのではなく、いざというときに実際に利用できる、利用しやすいものにします。

※「子ども１１０番の家」は、次世代育成支援行動計画の基本施策 25「子どもを犯罪から守る」の事業としても記述されています。

③ 商店街・企業等と連携した取り組み

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 実施主体 区民（地域福祉推進協議会）、商店会、企業等
- ◇ 取組内容

防犯は地域ぐるみで取り組む必要があります。そこで、商店街や企業等と連携して、例えば、すべてのお店が「子ども１１０番の家」になってもらう、あるいは商品を配達する車にステッカーを貼ってもらうなど、防犯の取り組みについて、意識・やる気が高い地域をモデル地区に選定し、地域で一体となって実践します。

※バス会社の平和交通と団地交通では、路線バスの車体に、不審者などに追われたときに子どもが駆け込める目印となるステッカー（「子ども１１０番・こまった時はこのバスに！」と書かれている）の張り出しをしています。また、郵便局の配達員（バイクや自転車の運転手）が、地域の防犯に目配りをしているというような話も聞いたことがあります。こうした企業の社会貢献活動をもっと周知すると共に、より効果のあるものにすべく、地域住民と話し合ったりするとよいのではないのでしょうか。

第5章

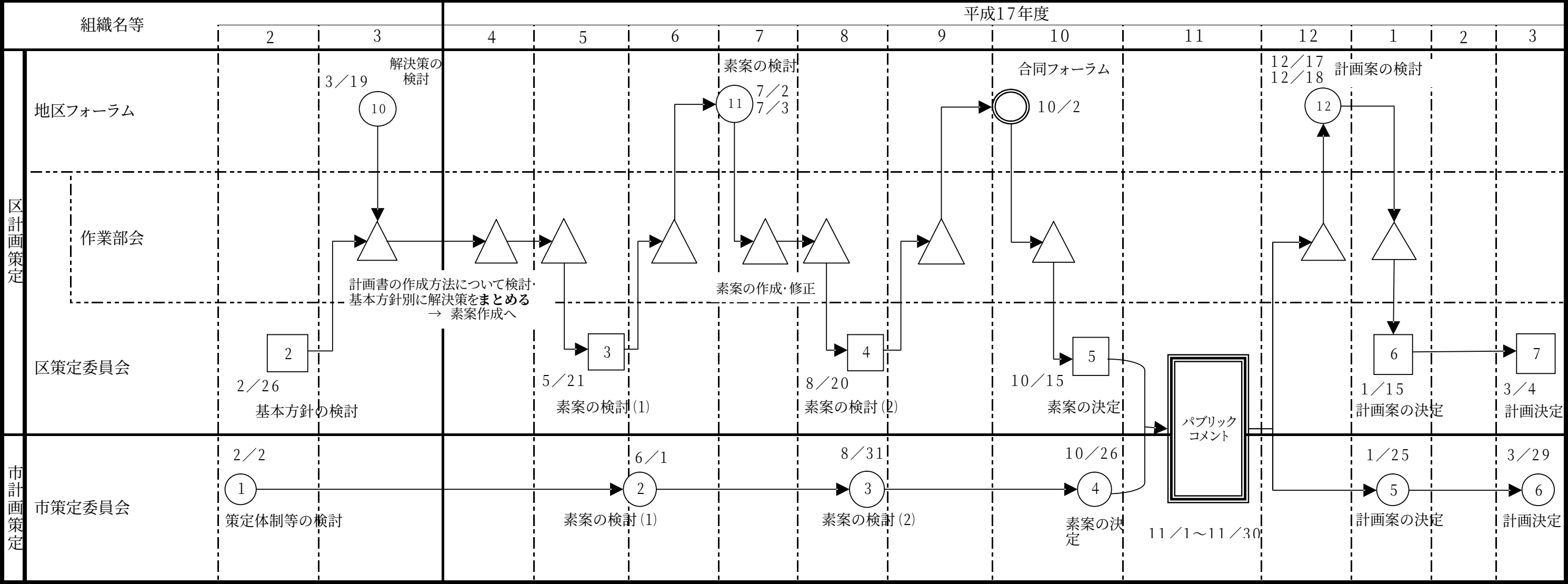
計画の推進に向けて

※現在作成中です。

資料編

※現在作成中です。

平成17年度稲毛区地域福祉計画策定スケジュール



月	地区フォーラム														作業部会				区策定委員会				
	山王・草野				千草台中学校・緑が丘				轟穴川・301 (作草部・天台)				稲毛・稲丘・小中台										
	日	曜	時間	会場	日	曜	時間	会場	日	曜	時間	会場	日	曜	時間	会場	日	曜	時間	会場			
4月																	月に数回程度 必要に応じて開催						
5月																		21	土	10:00～12:00	穴川CC		
6月																							
7月	3	日	10:00～12:00	草野公民館	2	土	10:00～12:00	稲毛区役所	2	土	10:00～12:00	稲毛区役所	3	日	14:00～16:00	小中台公民館							
8月																		20	土	10:00～12:00	穴川CC		
9月																							
10月	合同フォーラム 2日(日) 10:00～12:00 穴川CC																			15	土	10:00～12:00	穴川CC
11月																							
12月	18	日	10:00～12:00	草野公民館	17	土	10:00～12:00	穴川CC	17	土	14:00～16:00	穴川CC	18	日	14:00～16:00	小中台公民館							
1月																		15	日	10:00～12:00	稲毛区役所		
2月																							
3月																		4	土	10:00～12:00	稲毛区役所		

＜今後の進め方について＞

次回の第4回区策定委員会（8／20（土））までに主に下記の内容について検討し、進めて予定です。（スケジュールについては別紙平成17年度稲毛区地域福祉計画策定スケジュールのとおり）

（1）計画書の作成

第1章から第3章については、引き続き事務局で作成する。

第4章は、作業部会A・B・Cの各グループで作成した内容について、別々に作成していたため、全体を見たうえでの調整を行っていない。今後各グループから2名＋事務局の計7名で、内容の調整を行う。調整後、第5章の計画の推進について作成していく。

作成した内容は、作業部会全体で検討し、さらに次回区策定委員会で検討する。

また、区策定委員会に参加していない委員からも7月の地区フォーラムのときや郵送などで意見を聞く機会をつくり、計画書に反映させていく。

（2）（仮称）地域福祉推進協議会のあり方等について

計画策定後、計画の進捗管理・評価などを行う（仮称）地域福祉推進協議会の設置を予定しているが、協議会の役割などがはっきりしていないため、今後作業部会で検討し、次回区策定委員会で検討する。

（3）基本目標

作業部会で、いつくか案を作成し、7月の地区フォーラムで検討し、最終的に8月の区策定委員会で決定する。